

サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループにおけるタスクフォース構成員等の決定について（案）

令和元年 7 月 日
サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的とした
サブワーキンググループ主査決定

「サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループにおけるタスクフォースの設置について」（令和元年 6 月 6 日サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループ主査決定）に基づき、サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループにおけるタスクフォース構成員等を別紙のとおり決定する。

以上